

シャープスペースタウンゴールドカード会員特約

第1条(名称)

本カードはシャープ株式会社(以下「甲」と称します)と株式会社クレディセゾン(以下「乙」と称します)が提携して発行するもので、カードの名称は「シャープスペースタウンゴールドカード」と称します。

第2条(会員資格)

本カードは、甲及び甲の指定する関係会社の社員とその家族(以下「加入対象者」と称します)を加入対象とします。加入対象者は、本特約および乙が別途定めた「UCカード会員規約」(以下「UC規約」と称します)を承認のうえ、本カードの利用を乙に対して申し込み、乙が当該申込みに基づき、本カードの利用を承諾した場合に、本カードの会員(以下「会員」と称します)となります。本カードの利用に関する契約は、乙が承諾した日に、乙と会員の間で成立するものとします。

第3条(カードの発行及び年会費)

乙は、前項に定める本カードの利用に関する契約が会員との間で成立した場合、会員に本カードを発行し、貸与するものとします。UC規約の定めにかかわらず、会員の年会費は無料とします。

第4条(サービスの利用)

甲は、会員に対して本カードの利用に付帯してサービスを提供する場合があります(以下、提供するサービスを「本サービス」と称します)。会員は、本サービスを利用する場合、本サービスの利用に関する規約等に従うものとします。当該規約等を含む本サービスの具体的な内容は、別途会員に対して、会員が認識可能な方法で提示するものとします。

第5条(本特約・UC規約の適用)

会員には本特約およびUC規約が適用されるものとします。

第6条(会員のプライバシー保護)

甲及び乙は、業務上知り得た会員の情報を信用情報機関等のほかは、他にもらすことのないよう、会員のプライバシー保護に十分注意を払うものとします。

第7条(特約の改定ならびに承認)

UC規約第20条(規約の改定並びに承認)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、UC規約第20条(規約の改定並びに承認)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。